

平成29年度 第2回 成田市保健福祉審議会

日 時：平成29年8月24日（木）午後1時30分から

場 所：成田市役所 議会棟3階 執行部控室

出 席：審議会委員14名（欠席1名）、

事務局 高田福祉部長、五十嵐健康子ども部長、町田社会福祉課長、
加瀬林高齢者福祉課長、三橋障がい者福祉課長、三橋介護保険課長、
菱木子育て支援課長、岡田保育課長、田中健康増進課長、他各課担当職員

議 題：（1）第5期成田市障がい福祉計画(平成30～32年度)の策定について
（2）第7期成田市介護保険事業計画(平成30～32年度)の策定について
（3）成田市保健福祉審議会子ども・子育て支援部会の報告について

議 事：

開会

事務局：

定刻となりました。本日はお忙しいところおいでいただきまして、誠にありがとうございます。議事に入りますまで私、社会福祉課の石井が進行を務めます。よろしく願いいたします。

資料確認をさせていただきます。お手元に会議次第と席次票をお配りいたしました。また議事に関する資料を事前に送らせていただきましたが、失礼や不足はございませんでしたでしょうか。

お待たせをいたしました。ただ今から平成29年度第2回成田市保健福祉審議会を開催いたします。

事務局：

高田福祉部長よりご挨拶を申し上げます。

福祉部長：

皆様こんにちは。高田でございます、よろしくお願いいたします。

本日、平成29年度の第2回目の保健福祉審議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様方におかれましては、本当にお忙しい中、また本日残暑厳しい中、審議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、日頃より本市の保健福祉行政にご尽力をいただいておりますことに厚く御礼申し上げます。

本日の審議会におきましては、平成30年度から平成32年度までの3か年を計画期間として現在策定作業に入っております、「第5期障がい福祉計画」、「第7期介護保険事業計画」につきまして、その概要と今後のスケジュールについてご説明をさせていただきます。

きます。

また、去る 8 月 2 日に開催されました「子ども・子育て支援部会」の内容についても報告をさせていただきます。

本日は 3 つの議題につきまして、配付しております資料の各項目、ご審議をいただきまして、各委員の皆様よりご意見・ご提言を賜りますようお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

事務局：

会長あいさつ。杉原会長よろしくお願いいたします。

杉原会長：

皆様お暑い中ありがとうございます。部長の方から今、お話ありましたように、障がい福祉計画、介護保険事業計画、その他の議題となっておりますので、活発なご意見をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

事務局：

ありがとうございました。これより議事に入ることになります。本会設置条例第 6 条第 1 項の規定により、議長を杉原会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

議長：

それでは、議事に入らせていただく前に会議の公開の件ですが、前回もありましたように、この会議は公開で行う会議になっておりますのでよろしくお願いいたします。

本日は 1 名の方が傍聴希望の方がおりますので、いま会議室前でお待ちいただいておりますが、入室していただいてよろしいでしょうか。

— (委員)「異議なし」— ※傍聴人入室、着席
では入室をお願いいたします。

それでは会議を始めたいと思います。本日は 14 名の出席で委員数が 15 名ですので、本会議は有効に成立いたしておりますので、このまま進めたいと思います。

(1)第5期成田市障がい福祉計画(平成 30～32 年度)の策定について

議長：

それでは、早速ですが 1 番目の議題、「第 5 期成田市障がい福祉計画」の策定について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局：(1) 第5期成田市障がい福祉計画の策定について説明

議長：

ありがとうございました。ただいま、第5期成田市障がい福祉計画の進捗状況について説明がありましたが、ご意見、質問等ございましたらよろしくお願いたします。

A委員：

いろいろ計画が素晴らしくできていると思うのですが、我々の世代は同じクラスに障がい者の方がいらっしゃるようなことで過ごしてきた世代なのですが、我々以下の世代は障がい者の方は障がい者の暮らしとか障がい者のための支援学校みたいところで囲われて生活をする、一般の人たちと別に過ごして大きくなっている世代になって来ていると思うのです。そうすると地域の中に障がい者がいるということを感じないで来た、健常者と言われる人たちがすごくたくさんいるのが現状だと思うのです。その中でこの計画は素晴らしいと思うのですが、一般市民に対する啓蒙をどうしていくかということ、受け入れる方が、社会が理解していないとなかなか上手く回っていかないと思うので、その部分をどういう風に計画の中に落とししていくのかということを考えていらっしゃるのかなど。

それともう一つ、障がいのある方が、届出制と言ったらおかしいですけども、自分で申告をしないとこれにたどり着けないという形になると思うので、韓国の方に聞いてびっくりしたのですが、障がいのある人が生まれた時点で行政の側が飛んでくるというのです。そういう事故があったり、出産時に事故があって何かあったときには行政側がすぐに把握して、すぐこういう福祉がありますよということを教えに来てくれる。だから、どうしようと思ったときにすぐに対応してもらえるとというのは韓国の方が上だねと、韓国の人に言われたんです。やはりそういったことを届けてもらわなければわからないということではなくて、母子手帳を配ったり、事故があったりして病院側の方から支援が必要だということがすぐ流れてできるような体制がとれる計画をどこかに入れてもらえるようにしたら、それこそ住みやすい街になるのではないかと思います。この部分はどうお考えでしょうか。

障がい者福祉課長：

1点目の啓発というのは行政としても難しい課題で、平成28年の4月から障害者差別解消法といったものが決まったのですが、いろいろ関係機関に講演を開催するという事で校長会等を通じて学校関係だとか区長回覧、もちろん広報・ホームページに載せて、土日を含めた5日間行ったのですが、参加者が少ない状況で本当にどういう風にこういった啓発を含めて、皆さん何となくはわかっていると思うのですが、情報過多の時代の中でどうやってそれを広めていくかということが、委員の仰るとおり課題です。いろいろなことを模索しながら、この計画に限らず行政の情報の発信というのはなかなか

これといった良い案が見つからずに、その都度模索しながら対応しているところです。

2点目の病院等で障がいのあるお子さんが生まれた場合に、今現在行っていることで、健康増進課等で健診なり1歳半健診だとか、3歳児健診、そういったところに当然保健師等配置しまして、相談だとか吸い上げて、子どもさんの場合については私どものこども発達支援センターで発達が気になるお子さんの相談について受けておりますので、そこは病院からの報告となりますといういろいろプライバシーについて中には嫌がる方もいらっしゃるのですが、それはここでは即答しかねるのですが、現状やっていることはそういったことも行いながら健康増進課と子ども発達支援センターとは連携をとっております。

健康増進課長：

健康増進課でございます。ただ今ご質問を頂きましたA委員の件で赤ちゃんの時というお話であったかと思われませんが、現状で病院側からご出産のときにトラブルがあってお子さんに障がいが残る形であった場合等、もちろん先天的なものもございますが、その場合には病院から必要に応じ、もちろんご出産なさった方、親御さんのお気持ちが一番大事になりますが、健康増進課へは連絡が入るようなシステムが既にごございます。それにあわせて、4カ月までのお子様には赤ちゃん訪問という事業が既にごございます。そちらの訪問事業を通じて、助産師が日常生活等についてのお母さんのご不安な点、心配な点、困っていらっしゃる点などお話を伺って、お子さんに合った、ご家庭に合った対応ができるような方法で説明をさせていただくという事業が既にごございます。その後は赤ちゃん相談、1歳6か月健診、国の定める幼児健診に結び付けていくということになりますので、生まれた時点で医療機関とこちらの市とのパイプは既にあるという状況があります。

今後、子育て世代包括支援センター等の設置に向けて、内容についても確認してまいりますので、今後内容を精査していくというところでお答えしたいと思います、よろしくお願いいたします。

議長：

最初、一点質問のところで、共に生きる社会、地域共生社会の中に、最終的に残っているのが差別解消ですよ。これってどこか文言か何かでしっかりと触れながら対応策を考えていただければと思いますけれども。

B委員：

障がい者の年齢というのがどんどん上がっていくわけですが、その親はより加速度的に年齢が上がっていきまして、結局親亡きあとはどうしようかというのが深刻な問題です。僕らの仲間でも、そのような年齢に達していますし病気がそろそろ出始めたということで、すごくそれを心配されています。それで、厳密に入るかどうかはわかりません、クロスオ

一バーというか他の分野に重なるかもしれませんが、障がい者の成年後見制度というのが普通だと子どもが親の面倒をみるということで割と余裕はあるかと思うのですが、障がい者の場合は親がということになると緊急な切実な問題で、しかも一般の成年後見はある程度財産の管理とか、ある程度数字的なものとか書類的なもので問題が解決するものがあるのですが、いわゆる障がい者の成年後見となりますと、障がい者もいろいろ個別に違いますので一概に言えないのですが、生活の部分とかその辺のことも加味した後見が必要とされているのが現状なのです。従いまして避けて通れない近々の問題なのですが、この障がい福祉計画のところにとどのようにより反映できるのか、その辺をひとつお聞きしたいのですが。

障がい者福祉課長：

いまのB委員からのご質問ですが、確かに成年後見の制度が変わりまして、市の状況で言いますと成年後見制度の申請、平成27年度くらいからだいぶ増えてきております。手続きのできない方、しにくい方等につきましては、市の方が中心になって行っておりますので、以前よりは、使いやすい状況を含めてこの辺ももっと広まるように計画の中で入れて行きたいと思っております。

B委員：

窓口の話はそれで対応されていると思うのですが、実際にアクション的に成年後見をしていただけるような事業なり、そのようなものをどのようにつくっていくのか、例えば市民後見のような形で作ろうとするところがあればそこに手厚く、それを市としていかにバックアップして、皆でいろいろな分野の人がお世話できるような制度というのは、障がい者の場合の市民後見の場合だと必要な気がするのです。ちょっと特徴的なのです。援助していくというか推進していくというか、そういうものはいかがお考えでしょうか。

障がい者福祉課長：

特に成年後見制度の場合に必要なのは、知的障がい者とか精神障がい者の関係だと思うのですが、身体障がい者については自分の意志が自分で決定できますので、必要が少なくていいということですが、成年後見制度、これは平成28年度に制度改正がございまして、その辺の周知についてはパンフレットを作成して周知したりだとかそういったことを、また、先ほどおっしゃった中で人材の育成、これが大事だと思うのですが、そこについても今回計画の中で入れて行く予定ではございます。

B委員：

是非ともこれは本当に切実な問題になっていきますのでよろしくお願いいたします。

議長：

事務局でご発言はありますか。

障がい者福祉課主幹：

障がい者福祉課の多田と申します。成年後見制度の関係で補足の説明をさせていただきたいと思います。既にご存知の方もいらっしゃるかと思いますが、国の方の法律で成年後見制度の利用の促進に関する法律が制定されまして、それに基づく国の成年後見制度の利用促進基本計画が3月に閣議決定されております。

これによりますと、5年間の計画期間の中で成年後見制度、障がいだけではなく高齢者も含まれますが、そういった方々、必要とする方々への成年後見制度を広めていくということに対して、具体的にどのような施策をやっていくかということをや次計画的にやっていく、その中で市町村の役割というものが定められておまして、努力義務という形ではありますけれども、市町村ごとに成年後見制度の利用促進の基本的な方向性を定めるように努めなさいというのがあります。

課長からありましたとおり、今回の計画の中で、具体的に年次計画的なところまで書き込めるかどうかはこれから検討してまいりたいと思いますけれども、それに加えて利用促進法に基づく計画の策定ということについても別途検討という形になってくるのだろうと思います。仰っていただいたような必要性に基づいた色々な具体的な方法、市としての施策というのはそういった形でのお示しというのは今後あろうかと思っております。

この成年後見制度を広めていく、市民後見の必要性というのにも一点ありました。確かに仰るとおりでございまして、市民後見人を育成していくためには、まずは成年後見制度というものを市民の間に十分に周知していく必要があるかと思っております。

先ほどの障がいの啓発という部分も含めてではありますけれども、成年後見制度の市民への周知ということについても、市としてどういう風にやっていくのかということは喫緊の課題として検討してかなければならないと思っております。この辺りについてもご意見をいただきながら、具体的な検討をしてまいりたいと思っております。

C委員：

成年後見人制度ですが、私は民生委員でお世話になっておまして、最近ある娘さんからお母さんの体調が悪いものですからお金の管理のことで残高を照会しようと思いましたが、金融機関の方に民生委員に相談しなさいと言われたそうなのですが、その民生委員がまだ勉強をしていないものですから、困って包括支援センターに電話をしたという次第なのですが、民児協等で行政側がお持ちになっている書類等を送っていただければ少しは勉強できるかなと思うのです。日々法律等は変わりますので、勉強させていただきたくて、早めに色々なことや情報は送っていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

D委員：

そのことなのですが、市の方として、必要とするそのような講義とか機会とか、ある

一定の時に設けることはできませんか。講習会というのと長くかかるかもしれませんけれども。

障がい者福祉課主幹：

実は先週でしたでしょうか、民生委員児童委員協議会の障がい者研究部会に呼ばれまして、障がい者福祉の説明ということで、その中で成年後見制度のことについても含めて説明させていただきました。社会福祉協議会、もしくは民生委員さんに対しても、そういうご要望に応じて説明会等というようなことは開催が可能だと思います。

A委員：

市民後見人制度についてですが、成田市で市民後見人になっている方は聞いたことがないのですが、現状として今どういう状況なのでしょう。市長が包括的に後見制度をとれるような形には行政でなっていると思うのですが、市民が後見制度を個人的にやっているという形の方は、親の後見人に自分で家裁に出してやっている人はいると思うのですが、親ではなく他人の後見人になっているような人を知らないのですが、現状として市では把握しているというのはあるのでしょうか。

高齢者福祉課長：

市が後見している場合は、当然把握しておりますが、一般の方の場合は市の方では把握できておりません。

A委員：

制度自体はあってもどうやって後見人になるのかというやり方は個人的には調べることはできるのですが、全くの市民が近所の方をサポートするために成年後見制度を利用してなろうと思ったときに、どうしていいかという道筋が行政側で全く示されていないんですよ。自分で調べても今一つピンとこないという。今は家裁に出して1カ月くらいで後見人の認定が出るようになっているのですが、昔は半年かかったりして非常に大変だったので、その部分が変わってきているということの紹介が全くない。聞けば返ってくるんですけども、聞かないと流れてこないという。聞きに行くって結構ハードルが高いので、どこかここ見るとわかるような場所がホームページの中にあるのであれば教えていただきたいし、ちょっと分かりやすい、こういったものはこういうところで紹介していますよというようなことが、目次ではないですけども広報だとかホームページにあるのかどうか、私覗いたことがないんですけども、確かなかったと思うのですが。広報にはないですが、ホームページの方は一生懸命探したことがないのでわからないんですけども。

D副会長：

成年後見については一般の人の事例はあるのですか。一般の方でも可能なのでしょうか。

障がい者福祉課長：

今は改正がありまして、講座を県などが行うことによって人材育成、そういったものは最近はあるかと思えます。

A委員：

成田市にはないんですけども、市民グループで勉強会をやっているところはあります。

議長：

いかがでしょうか。市民後見人がかなり普及しているという市はありますよね。市とどうか県とどうか、その辺りがちょっと不思議な気がしたのですが。

E委員：

本来の成年後見制度というのは財産管理的なのが主たるものになるような感じなのですが、先ほどB委員が仰ったことを私も感じたのですが、本来そこに住んでいる方が住み慣れたところで障がいがあっても何でもそこで一生過ごせるようにお手伝いすべき人のシステムというか、そういうものを市民後見とかそういう方に取り入れていただけたら良いなと思うのです。財産管理とかそちらは弁護士さんとか色々な方がついているように思うのです、ですから一般の人たちが生活に対する何か手助けをするための制度を。

A委員：

生活支援をするとなるとどうしてもそこにお金がかってくるので、その管理をしなければならぬのです。成年後見制度というものに則ってやるしかないと思うのですけれども、なかなかそれって特に資格というものがなくて、誰でもなれるのです。講習を受けたり、きちんと家裁の認定を受けたりとか、認定されるにあたってどういうことが必要なのかというのが全く見えないという状況が今あるので、そこが分かりやすくなるような工夫があると良いなという風に感じます。

やはりそういう動きがないと、なかなか地域の中でいろいろな障がいを持った方たちが普通に暮らすというのは難しいと思います。ここに「支え合う」とあるのは健常者が支えるだけではなくて、障がいのある方たちも健常者を逆に支えてくださるところもあるので、そういう意味で「支え合う」という言葉を使っているのかなとも思いますので、その部分が見えるような、ちょっと入れていただければ良いなと思いました。

議長：

よろしいでしょうか、いま障がい者の地域生活の支援の継続と、自立の方で支援の相談ができて対応できるような体制について、市が直接行うこともそうですが、市民の後見人制度であるとかそういうものについての対応を計画の中に含めて載せていただきたいと思います。

先ほどのB委員の言われた、障がい者で親が歳を取ってくるので、今まで親が対応していたことがなかなかできなくなるということへの備えですよね。わかりました。他にご意見はいかがでしょうか。障がい福祉計画についてはよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

(2)第7期成田市介護保険事業計画(平成30~32年度)の策定について

議長：

それでは、2つ目の議題、成田市介護保険事業計画の進捗状況について、事務局からよろしく願いいたします。

事務局：(2) 第7期介護保険事業計画の策定について説明

議長：

ありがとうございました。

A委員：

5ページにあります介護ステーションと訪問診療の、医療介護の連携の推進等、包括ケアシステムの深化・推進の2番にあるところなのですが、現状で確か看護ステーションが2か所しか成田市はないと思うのです。ここから先、訪問診療と訪問看護ステーションは増やさないとどう考えても足りないと思うのですが、いま人口13万人の中に2か所というのは非常に少ないと思うのですが、これをどうやって増やしていくのか、それから立ち上げる人たちへの支援をしないと、例えば訪問診療をする先生方は普通の一般診療をしたうえで訪問診療をしていると非常に体がもたないので、雇わなきゃいけないと費用は大変だけど、自分のところで頑張れよというだけではちょっと大変かなと。

看護ステーションは看護師さんだけでできるのですが、制度的に一応連携できるお医者さんがいないと開けないと思うのです。そういったところの支援を市としてはどうしていこうというのを考えていらっしゃるのか、計画の中でどう落とししていくのか教えていただければ。在宅医療をしなければならないとなると当然必要なものなので、いま実際訪問しているのはいくつもないですね。

介護保険課長：

A委員の仰るとおり、成田市で訪問看護、こちらの方が非常に少ないと。始めたところ

るも結局は在宅医療を行っている先生方が少ないということで、オーダーが満足に出されない。もちろん看護師さんを確保するのが大変という部分もあるのですが、確保しても給料を払うだけのオーダーがないという部分で、始めた事業所も撤退しているということがあります。ですから、まず訪問診療を行ってくれる先生を増やしていかなければいけないということで、健康増進課が中心となって医師団との在宅医療部会というものを設置していただきまして、どうやって働きかけていくかという活動を一昨年から始めております。それで若干、方向性が段々定まってきましたので、この第7期計画の中に具体案が何か載せることができれば良いなと考えております。

議長：

具体的に訪問診療を増やすこと、あるいは訪問看護ステーションを増やすということでしょうか。

A委員：

例えばステーションする場所を例えば包括支援センターの中に設けるとか、費用的に場所を提供するとか、費用的に補助するとかそういったことをしないと、まずはなかなか確保が難しいのかと。

いま訪問診療をしてくださっているのが塚田先生、国保先生などが少しやっぴらっしゃるという程度しか私は知らないのですが、個人開業の先生だと昼間だけのごく大変なので、夜中も回れといったら専門の先生を作らないと難しいと思うのですが、いま会長のいらっしゃる大学でも訪問診療をするような医学部の中で学科がないのです。国の問題なのですが、そういったことをきちんとできるような体制を何か作る、そういう事を目指すお医者さんが出るような形にしていくことは市だけでできる問題ではないのですけれども、方法を考えないとなかなか増えて行かないと思うのです。佐倉市に一カ所あるのですが、その先生がすごく一生懸命やっぴらさる先生なので何とかなっているのですが、なかなか先生が増えなくて、毎日あちこち飛び回っていて30代の先生なので何とか倒れないでやっぴらしてくれていますけれども、非常に大変な思いをされているので。

F委員：

成田市医師団の副団長で在宅の方の担当なのですが、何年か前からずっと協議をしておりますが、訪問診療をやるということに関しては、現在表面上やりますよと言っているのが3軒です。つかだ先生のところは、半分もう訪問診療専門のような形ですから、恐らく250件くらいやられているのだと思いますが、ただ成田市だけではないという事なのです。周辺が足らないので富里に行ったり八街辺りまで行っていると。

幸いなことに、来年の4月に訪問診療専門の診療所が開業いたします。医師団としましては、そんなに表立って大量にやらないでもいいよと、少なくとも自分の診療所から

歩いて行けるぐらいの範囲はやってくださいと言っているのですが、現実的にはなかなかそれもままならない。案外往診はされているのですが、訪問診療と往診は似たようなイメージを受けるかもしれませんが、訪問診療とは全く別物なので、一般の方が往診というイメージが訪問診療と重なっていることが多いのですが、そうすると強制することはできないので、できるだけやる方向には進めてはいるのですが、なかなか手を挙げる先生がいらっしゃらない。

それと開業医の高齢化があるものですから、開業医の方も段々歳をとっていつてしまつて、自分を訪問診療してくれという事態にもなり兼ねないので、なかなか進まない一因にはなっています。ただ、必要であることは間違いないと思いますが、どのようにやるかはなかなかまだ具体策は難しいです。やらざるを得なくなってくるのではないかとことはあるのですが、強制的に学区ごとにそこにいる開業医にやってもらおうかという話も出たのですが、ちょっと今のところは無理かなというところでございます。

議長：

各委員からのご意見にありましたとおり、対応が難しいという現状が成田市にはあるという感じがいたします。それと先ほどの5ページの医療・介護の連携もそうなのですが、9ページ地域の診療の問題、看取りの問題など、人材育成、サービスの確保、質の向上というところで、介護者の確保も含めてどのような感じで揃えていこうとされているのか、養成校というのはなかなか難しいのでしょうか、教えていただきたいと思えます。

介護保険課長：

介護人材、広くとらえまして福祉人材の育成というのが非常に難しいという状況になっておりまして、市内・県内の全ての養成校が定員割れをしているという状況がありまして、市が介護職員の初級講座をテキスト代で募集しても、募集人員の半分くらいは良い方かなという状況になっておりまして、非常に難しいという状況になっています。

こちらの手当につきましては、国の施策としまして処遇改善加算などというのが、事業所の体力があれば給料を上げることができるということもありますが、それだけの条件を満たせる事業所が限られているというところで、難しい部分もあるということになります。

保育職員などは、地域手当分というかそういったものを上乗せして募集をかけてということで保育士さんの取り合いという状況にもなっているということもあります。こちらの方につきましては何か方法がないのかなということで、市内の介護福祉事業所の施設長と話したことがあるのですが、自分の住んでいるところの事業所ではなかなか働きにくいということで、あえて他市の事業所に勤めているという方も多いという話も聞きますので、東京都などではいざとなった時のために、福祉避難所になっているところの事業所の募集に限りまして住宅手当の割増しとして出しましょうとかそういったことをや

られているのですが、住むところの近くだと勤めにくいという部分もあるので、なかなか具体的な案が出てこないというところで介護人材なども難しい状況です。

議長：

乱暴な言い方ですけども、成田市だけで通用するような介護の研修をやるとかですね、そういうような感じで支えて行かないと、要請をしていかないと足りなくなっていく、そういう感じもするのですが。

介護保険課長：

介護保険の事業所の連絡会、協議会があるのですがそちらの方で話していても具体的に要望が出てこないという部分がありますので、その辺のところは今、暗中模索という状況になります。

A委員：

人材の部分で、私もヘルパー2級をもっているのですが、初任者研修を受けてまた働くというのはなかなか大変です。2級を持っている方は非常に多いと思うのですが、ロボットではないけれど、なるべく介護する側の人の負担を減らす機材を揃えられる事業所には割と人が行きやすいと思うので、そういったところに支援を行っていく考え方を市側にもってもらって、つまりその人数が10人しか取れないところに、20人分働かなければならないような事業所では、1カ月いるとみんな逃げて行ってしまいます。10人で済むように機械化していく事業所が増えて行けば10人でも足りるわけですから、設備投資でお金がかかってしまうので、その部分を援助するとか、そういった形ですり替えになってしまいますけれども、そういうふうに変えていかないと、人材がそのまま定着して介護の質が上がっていくということにはなりにくいと思いますので、そういったことを少しこの中に落としていくということは考えられないのでしょうか。

介護保険課長：

介護ロボットの補助については実は国の補助事業ということで、昨年度も市内の13事業所で実施しております。特に機械化によって従事者の負担軽減には繋がってはいるのですが、まだ実証実験、モデル事業の段階でありまして、機械を入れたから人材が少なくできるという部分にはまだ行っていませんし、やはり機械というのは使うのは人なので、人を減らせるという状況にはならないと思います。ただ、介護職場の賃金が安いのが、やはり汚いとか労働がきついという部分で3K職場と言われているので、イメージの転換、そういう部分も必要なのではないかと考えております。

議長：

確かに全体のロボット産業の中では、介護ロボットが実用化に向かってはだいぶ遅れ

ていますね。でも市内で13の事業所でやっているということはだいぶ入れ込んでいるんだという風に思いますが、どこかで結果だとか実証とか出てきて、手を挙げていく事業所が増えてくれば良いのですが、なかなか難しいでしょうか。

介護保険課長：

前回の13事業所というのは、国が300万円まで100%補助しますよというところで募集したのですが、全国的に非常に応募が多かったということで、1事業所約96万円ということでかなり規模が縮小してしまったと。ただ、今年度以降も予算をつけて募集を続けるということなので、もう少し実証実験が続くのかなと思っております。

A委員：

どういふものを使うところが多いのでしょうか。リフトですか。

介護保険課長：

一番多いのがパワースーツ、持ち上げる力を圧縮装置のようなものをつけて軽々と持ち上げることができるというもの。あとは移動支援、立っていただいて、モーター付きの歩行器のようなもの。あとは監視カメラではないですけども、センサーによって立ち上がった、ベッドから降りた、そういう状況を事務室に教えてくれる装置。これは見守り支援ベッドというもの、あとは出入り口にセンサーを付けてその辺をうろうろしていたら事務室に教えてくれるというような装置がいま成田市では使われています。

G委員：

今のお話を聞いていますと、そういう資材を入れているところは在宅で入れているのですか、施設で入れているのでしょうか。これから必要になってくるのは在宅面なのかなと思ひまして、ヘルパーさんが持って行ってそこで使えるようなものということになると、今仰っていた機械というのはかなり大型になっていて、そういう事には向いていないのかなと。何か方向が違ふ方を向いているのかなと思うのですが。

A委員：

方向的には居宅なんですよね。在宅で支援しなくてはいけないという方向にあるのですけれど、そこにいく訪問介護をする訪問ヘルパーというのはすごく数が少ない、事業所的にも少ない。その人たちの負担が少なるような機材というのはまだあまり作られていないんですよ。成田市では施設介護が他よりも、全国平均よりも多いので、13事業所という形になっていると思うのですけれども、実際問題、福祉ロボットはまだ発展途上でできていないので、その研究をもっと進めてくれる、つまり儲からないと研究が進まない、国が支援をしないといけない問題なので、成田市がどうこうできるものではないのですが、少しでも推進できるような何かアイデアを持つ人に支援するような

制度があると良いのですが、としか言いようがないですね。ちょっとでもあると嬉しいかなというか。本当に難しい問題なので。

議長：

大きな動きは在宅支援であるとかですね、そういう状況になっているのですけれども、施策を考えていただけるとよいかと思います。

(3)成田市保健福祉審議会子ども・子育て支援部会の報告について

議長：

それではもう一つの議題であります子ども子育て支援部会の報告についてお願いいたします。

事務局：成田市保健福祉審議会子ども・子育て支援部会について報告

議長：

ただいまの子ども・子育て支援部会の報告について、ご意見ご質問がありましたらお願いいたします。

A委員：

確認だけさせてください。保育園の入園に対する条件なのですが、いま就業している人については当然資格はあると思うのですが、これから就業したくて就活をしているという方に対するまだ就業していない状況での応募は可能になっているのでしょうか。

保育課長：

保育課の岡田でございます。保育園の入所に関しまして、就労されている方というのがまず第一にあります。それから求職中、これから仕事を探される、そういう方も応募はできます。ただ、利用調整するときの点数に差が出てしまうということになります。

A委員：

就活でも応募はできるんですか。優先順位は下がってしまうと思いますけれども。ただ、いままで私が聞いてきた範囲では、就活をしたくても預けるところがなくてもできないという話を聞いていたので、その部分は非常に良くなっているのかなと思います。

保育課長：

以前からそういう申し込みもできました。そういうご案内もさせていただいております。ただし、就活・求職中ということでどうしても点数・優先度が下がってしまいますので、入りづらいというのはございます。

A委員：

結局入れない、受ける側とすると受けられないに等しいんですね。できれば同じように。預けなければ面接に行けないですね。赤ちゃん抱いたまま面接はできませんから、必ず優先順位と点数という、生きてる人はみんな働けという安倍政権の中では当然それができるようにしてあげられるのが良いのかなと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

保育課長：

正式に入園になる前に求職活動などで一時的に使われるということで、一時保育というのも保育園でやっておりますので、そういうものもご利用されるのは大丈夫かなと思います。

A委員：

5ページ、子ども食堂についてですけれども、子育て支援になるのかどうかわかりませんが、必要な状況になってきているのかなという。本当は子ども食堂のようなことをしないで済むような社会を目指すのが本来だと思うのですが、現状として子ども食堂で助かる人達もいるということがあるからやらざるを得なくてやっているのだろうと思いますけれども、これについて今のところ市で応援・協力する考えがあるかという委員の質問で、考えていないという答えがあって、これを考えるという風に今度の計画で入れるということは考えづらいとは思いますが、どのように市としては考えて行こうと思っているのかを教えてください。これも福祉に当たると思うので。

子育て支援課長：

子ども食堂、もちろん子どもたちの個食といった部分について、ボランティアや大変心厚い方にやっていただいているというのは承知しているところなのですが、国の考え・方針が出ていないのですが、大元の部分で貧困対策というのがあるかと思います。またそれと一方、コミュニティの部分でお年寄りから子どもまで一緒に食べるという考えがあったりする中で、市としてやっていける部分となると場所の提供とか補助金の関係になるかと思います。そうすると食品衛生法とか管理の面の徹底とかそういった部分も出てくるので、やりづらさも出てくるかもしれない。国の基本的な方針なども出されていないので、もう暫く様子を見ると言ったら失礼ですけれども、市でこういった事を行いますというのはまだお示しすることはできないという発言をさせていただきました。

A委員：

保健所の問題とかいろいろとあって大変ですね。

会長：

子育て支援のところでご意見等はございますか。もしよろしければ議題の1の方にも戻りまして、ご意見等がございましたらお願いいたします。事務局の方で補足の説明などございますか。

B委員：

障がい福祉計画のところ、9ページのところの「福祉施設からの一般就労への移行」というのがございますが、そこで新しく「就労定着支援の開始1年後の定着率の増加」というのを新しく取り上げていただいているということで非常にありがたいです。

最近、企業を含めて就職しやすいようなグループがいろいろできてきて、最初のうちは良いのかなと思っていたのですが、ちょっと離職率が増えてきたのです。やはりそうかと思ったのですけれども、ジョブコーチというのは実際何人くらいいらっしゃるのでしょうか。

障がい者福祉課長：

事業所ということでしょうか。いま実際、明朗アカデミーさんとか、中心となってやっておられるのが八街の明朗塾さん、そこは県内でもかなり就労斡旋で実績があって、その法人さんが東町で明朗アカデミーという就労移行支援の事業所を立ち上げているのですが、あと、印旛広域で就労支援と生活支援の事業所、県からの委託で佐倉市にあるのですが、障害者就業・生活支援センターがあり、サテライトとして保健福祉館にも1カ所席があります。

B委員：

たぶん圏域のなかでも2ケタっていないと思うのです。非常に大事な仕事だと思います。やはり就労というのは生活のパターンも変わりますし、折角就職できたのに上手くコミュニケーションが取れなかったとか、上司は最初上手くやってくれたのだけれども、その上司は移動してしまって違う人が来たらその人はさっぱりわからないと。結局長く続かなくてまた元に戻るといったケースが非常に多いのです。その時に、やはり双方に言い分があるのですが、就職した方にもいろいろと問題があるのですが、それを上手くとりなしてくれて長く続いているところも実際にあるのです。

本当にびっくりしたのですが、ジョブコーチと書いてあるけれども実際にはほとんどいないのです。これでは離職率が絶対上がるとは思っていたのですが、これも市でなんとかということではないのですが、支援だとか援助だとかいう形にはならざるを得ないとは思いますが、障がい者が就職してこれから自分でお金を稼いで自分の設計でこんなものを買いたいということで、就職するときに非常に意欲に燃えているのです。その人が帰ってくるのを見ると非常に辛くて、最近そういう事が増えてきたので、受け口が段々できつつあるので、今こそジョブコーチの力の見せ所のような気がするのです、その

辺を支援というか援助の形で是非ともバックアップするような目標を作っていただければと思います。これはお願いです。

議長：

そうすると印旛の地域広域の障害者支援センターの中から、成田市側がそういうものが
必要だということで派遣されてきているということでしょうか。

障がい者福祉課長：

本来障がい者の就労につきましては、障がい者福祉課、いわゆる市町村の担当するところが福祉的就労までなのです。その後、委員が仰られたように計画書の中に基本目標として、働く、就労する、これについては目標に掲げておきまして、ご存知のとおり自立支援協議会の中でも就労部会等をつくりながら、ハローワーク・関係機関、そういった方々と情報を交換しながら、また平成30年度からは雇用法の改正で就労率、企業の就労率が2.2%に上がる予定になっておりますので、そこはハローワークと関係機関となるべく就労できるような形で一緒に課題について協議していきたいと思っています。

B委員：

就労できるのは良いのですが、そのあとのフォローの方がむしろ大事な時期かなと思
いまして、ジョブコーチの話をしました。

障がい者福祉課長：

この1年間の定着率という数字が出れば、企業と関係機関でその辺の意識は変わるの
ではないか、変わることを期待しております。

議長：

確かにそうですね。いろいろな問題について委員の皆様方から出していただきありが
とうございました。他によろしいでしょうか。出された意見を計画の方に入れるように
検討していただきながら進めていただきたいと思います。

それでは本日の議題をこれで終わりますので、ご協力ありがとうございました。

事務連絡

事務局：

杉原会長ありがとうございました。市から一つ連絡とお願いをいたします。保健福祉
審議会、次回についてでございますが、年内に3回目の会議を開催させていただきたい
と考えております。おおよその時期としましては11月頃を見込んでおります。第5期
障がい福祉計画と第7期介護保険事業計画の作業進捗を踏まえまして日程調整をさせて
いただきたいと思います。決まりましたら通知を差し上げます。お忙しいところ恐れ入
りますが、ご出席のほどよろしくお願いを申し上げます。ご質問等はありませんでし

うか。

それでは以上をもちまして、平成 29 年度第 2 回保健福祉審議会を閉会いたします。
長時間にわたりご審議をいただきご意見を賜りまして、ありがとうございました。